

## 調査依頼書

依頼者は、Japio中小企業等特許先行技術調査助成事業に基づく先行技術調査について、**提出書類を提出、確認事項に同意し**、下記のとおり依頼いたします。

調査依頼書記入日

年 月 日

### < 依頼者 > (先行技術調査報告書送付先・連絡先)

1	依頼者名 出願人又は出願代理人 ・企業等の場合は法人名 ・出願代理人の場合は事務所名	
2	担当者名又は代理人名 ・個人の場合は不要	
3	送付先名称	
4	住所	
5	連絡先	電話番号 FAX番号 E-mail

### < 出願人の企業規模 > (出願人が大学・TLO・個人の場合は不要)

1	業種	
2	規模	資本金 従業員数
3	大企業が貴社の株式総数又は出資総額の1/2以上の株式、又は出資金を有していますか？	はい いいえ 該当する箇所に を記入。 (「はい」の場合はご利用できません。)

### < 依頼する案件について >

1	出願番号	特願 -
2	出願日	年 月 日
	優先権主張の出願番号	
	優先日	
3	審査請求期限	年 月 日
4	公開番号	特開 -
5	発明の名称(請求項数)	( 項)
6	出願人名(複数の場合は全て)	

< 調査の種類 > 依頼する調査の種類を以下より選択し、 にチェック(☑)をご記入ください。

特定登録調査機関 調査 ( 国内限定オプション )	機関名	一般財団法人工業所有 権協力センター(IPCC)	Japio選定調査機関 調査
------------------------------	-----	-----------------------------	-------------------

< 提出書類 > 下記1~4の必要書類(必須)が揃っているかを確認するために、各項の にチェック(☑)をご記入ください。

1	調査依頼書(本紙)	記入漏れがないか、依頼する調査にチェック(☑)が入っているか、また特定登録調査機関調査で海外調査が必要ない場合、オプションにチェック(☑)が入っているか確認(必須)
2	調査対象案件	公開特許公報の写し、又は出願書類の写し一式(特許願・特許請求の範囲・明細書・図面・要約書等)、有れば特許庁に提出済みの手続補正書(必須)
3	出願(申請)番号通知書の写し	特許庁発行の出願番号通知はがきの写し、又は電子出願時の受領証の写し(必須)ただし、調査対象案件が、公開特許公報の写し又は出願書類の写しが電子出願の写しで各ページの先頭行に、出願番号、提出日が記載されている場合は、省略可)
4	最新の特許請求の範囲のテキストデータ	上記<調査の種類>で特定登録調査機関調査を選択した場合は、調査の基礎となる特許請求の範囲のテキストデータが格納された電子媒体(CD-R、USB等)が必須。ただし、Japio選定調査機関調査を選択した場合は、不要

## 確認事項

下記1~11の記載事項に違反していないこと及び同意していることを確認するために、各項の にチェック(☑)をご記入ください。(チェックがない場合、当助成事業の調査は請けられません)

- 「Japio中小企業等特許先行技術調査助成事業に基づく先行技術調査における個人情報の取り扱い」(裏面に記載)に同意の上、調査を申し込みます。
- 依頼する案件の調査を、Japio提携特定登録調査機関または、Japio選定調査機関に委託することに同意します。
- 依頼する案件に記載のある関係者(個人の共同出願人名、発明者名、出願代理人名等)の全員から、Japioへ案件情報を提供することの同意を得ています。
- 「調査可能範囲等」(裏面に記載)に同意の上、調査を申し込みます。
- 依頼する案件が、国際特許出願や、当財団到着時に審査請求期間の満了まで4ヶ月未満の特許出願の場合、当助成事業を請けられません。
- 特定登録調査機関調査の場合、ご依頼の調査分野により調査期間に長いただく場合があります。審査請求期間の満了まで4ヶ月以上の特許出願でも、調査が請けられない場合がありますことを同意の上、調査を申し込みます。
- 上記の提出書類(必須書類)の提出がない場合、当助成事業を請けられないことを同意の上、調査を申し込みます。
- 依頼者は、中小企業(裏面記載の「表1の従業員数」又は「表2の資本の額等」を満たす企業)、大学、TLO、個人の出願人又は出願書類に明記されている出願代理人です。
- 依頼者は、日本国内に居住地のある出願人又はその出願代理人です。
- 依頼する案件は、特許出願済みであって、出願番号が付与されており、まだ審査請求を行っていない出願です。
- 上記8~10に反することが判明した場合は、Japio負担額を含む調査費用の全額を支払います。

\* Japio使用欄

調査依頼申込先: 〒135-0016 東京都江東区東陽4丁目1番7号 佐藤ダイヤビルディング6階 一般財団法人日本特許情報機構 先行技術調査サービス窓口

整理番号

# Japio 中小企業等特許先行技術調査助成事業に基づく先行技術調査における 個人情報の取り扱い

## (1) 事業者の名称

一般財団法人日本特許情報機構

## (2) 個人情報に関する管理者および連絡先

一般財団法人日本特許情報機構 常務理事(連絡先は下記(9)に同じ。)

## (3) 個人情報の利用目的

お客様の個人情報は、製品・サービスのご提供、代金請求等に関するご連絡、精算・売上管理事務およびサービス・催事ならびに関連する情報のご案内に利用いたします。

## (4) 個人情報の第三者提供について

お客様の個人情報は、法令等による場合を除き、第三者に提供することはありません。

## (5) 個人情報の取り扱いの委託について

当財団は、お客様の個人情報の取り扱いを、その利用目的の達成に必要な範囲内で、外部に委託することがあります。その場合、あらかじめ定めた基準に従い委託先を選定し、必要な契約を締結したうえで、適切な管理・監督を行います。

## (6) 個人情報の開示等のご請求について

お客様から、個人情報の開示等(利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止)を求められたときは、適切に対応いたします。

開示等に関するお問い合わせ窓口は、下記(9)の「個人情報担当」です。

## (7) 個人情報提供の任意性

お客様が個人情報を提供されるかどうかはお客様の任意です。ただし、提供いただけない場合は、当財団の製品・サービス等をご利用いただけない場合があります。

## (8) 本人が容易に認識できない方法による個人情報の取得

お客様が容易に認識できない方法により個人情報を取得することはありません。

## (9) 個人情報の取り扱いに関する問い合わせ先

〒135-0016 東京都江東区東陽4丁目1番7号 佐藤ダイヤビルディング  
一般財団法人日本特許情報機構 総務部内 個人情報担当  
電話: 03-3615-5511

### 中小企業の判断基準

表1 業種毎の従業員数の基準

a	製造業、建設業、運輸業その他の業種(b-eを除く)	300人以下
b	小売業	50人以下
c	卸売業又はサービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く)	100人以下
d	旅館業	200人以下
e	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	900人以下

表2 業種毎の資本の額(又は出資額の総額)の基準

a	製造業、建設業、運輸業その他の業種 (b及びcを除く)	3億円以下
b	小売業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く)	5千万円以下
c	卸売業	1億円以下

## 調査可能範囲等

### Japio提携特定登録調査機関による調査

#### (1) 専門分野(注)

全分野(ただし、遺伝子工学関連分野及び化学構造式検索が必要とされる分野を除く)

#### (2) 調査可能請求項数

請求項が20項以内の出願(全請求項を調査対象)(注)

#### (3) 検索ツール

国内: 特許庁特実検索システム

海外: Japio-GPG/FXなど(注)

#### (4) 検索可能範囲(国内調査)

国内特許、実用新案公報

#### (5) 検索可能範囲(海外調査)

海外調査は、特定登録調査機関の使用検索ツールにより異なります。

#### (6) 調査費用(注)

1件: 基本料金( 国内限定オプションが指定されると海外調査分が減額)

(注) 専門分野、調査費用、請求項20項超追加調査費用、海外検索ツール等は、特定登録調査機関の規程により異なりますので、詳しくはJapioポータルサイト(Patent world by Japio)、または特定登録調査機関ホームページをご参照ください。

### Japio選定調査機関による調査

#### (1) 専門分野

電気、物理、ビジネスモデル、機械、運輸、建築、化学、医薬、繊維、食品、生活用品、等全般(遺伝子工学関連分野及び化学構造式検索が必要とされる分野を除く)

#### (2) 調査可能請求項数

請求項数が10以内の出願(請求項数が11以上の出願の場合は、請求項1を含む10以内に請求項を指定)

#### (3) 検索ツール

商用の検索データベースを使用

(HYPAT-i2、JP-NET、Japio-GPG/FXなど)

#### (4) 検索可能範囲(注)

国内特許、実用新案公報

#### (5) 調査費用(注)

1件: 基本料金

(注) 検索可能範囲の検索期間、調査費用等は、詳しくはJapioポータルサイト(Patent world by Japio)をご参照ください。